

令和5年白老町議会第1回定例会6月会議会議録（第5号）

令和5年6月23日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 2時13分

○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 5号 白老町手話言語条例の制定について
- 第 4 議案第 1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第 2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 3号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 6号 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 7号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第10号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 議案第11号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第12号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第13号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第14号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第15号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第16号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第17号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第15 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第16 報告第 1号 令和4年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第17 報告第 2号 令和4年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第18 報告第 3号 令和4年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について

- 第 19 報告第 4 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
(1) 一般財団法人白老町体育協会令和 4 年度事業報告及び令和 5 年度事業計画
(2) 一般社団法人しらおい振興センター令和 4 年度事業報告及び令和 5 年度事業計画
- 第 20 報告第 5 号 専決処分の報告について
(損害賠償額の決定について)
- 第 21 報告第 6 号 例月出納検査の結果報告について
- 第 22 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 第 23 意見書案第 4 号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書 (案)
- 第 24 意見書案第 5 号 再審法改正を求める意見書 (案)
- 第 25 意見書案第 6 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書 (案)
- 第 26 委員会所管事務調査の報告について
(広報広聴常任委員会)
- 第 27 政策研究会の中間報告について
(人口減少に対応する政策研究会)
- 第 28 諸般の報告
(次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付)
- 第 29 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 5 号 白老町手話言語条例の制定について
- 議案第 1 号 令和 5 年度白老町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 2 号 令和 5 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 3 号 令和 5 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 4 号 令和 5 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 号 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
- 議案第 7 号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 11 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 12 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 13 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 14 号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第15号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第16号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第17号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 報告第1号 令和4年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 報告第2号 令和4年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書について
 報告第3号 令和4年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について
 報告第4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
 (1) 一般財団法人白老町体育協会令和4年度事業報告及び令和5年度事業
 計画
 (2) 一般社団法人しらおい振興センター令和4年度事業報告及び令和5年
 度事業計画
 報告第5号 専決処分の報告について
 (損害賠償額の決定について)
 報告第6号 例月出納検査の結果報告について
 承認第1号 議員の派遣承認について
 意見書案第4号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書(案)
 意見書案第5号 再審法改正を求める意見書(案)
 意見書案第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強
 化を求める意見書(案)
 委員会所管事務調査の報告について
 (広報広聴常任委員会)
 政策研究会の中間報告について
 (人口減少に対応する政策研究会)

○出席議員(13名)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1番 久保一美君 | 2番 吉谷一孝君 |
| 3番 貳又聖規君 | 4番 佐藤雄大君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 10番 小西秀延君 | 11番 及川保君 |
| 12番 長谷川かおり君 | 13番 氏家裕治君 |
| 14番 松田謙吾君 | |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

10番 小西 秀延 君 11番 及川 保 君
12番 長谷川 かおり 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	竹 田 敏 雄 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
企 画 財 政 課 長	増 田 宏 仁 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
税 務 課 長	本 間 弘 樹 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 博 子 君
子 育 て 支 援 課 長	齋 藤 大 輔 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
生 活 環 境 課 長	三 上 裕 志 君
産 業 経 済 課 長	工 藤 智 寿 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
上 下 水 道 課 長	舛 田 紀 和 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 信 幸 君
消 防 長	後 藤 悟 君
消 防 予 防 課 長	本 間 等 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	野 本 裕 二 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 幹	小 山 内 恵 君

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、10番、小西秀延議員、11番、及川保議員、12番、長谷川かおり議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、第1回定例会6月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第10号から議案第20号、諮問第1号及び諮問第2号の人事に係る議案についてであります。古俣副町長から提案の説明があり、いずれも本日の議事日程といたしました。

また、町長の提案に係るものとして専決処分の報告1件の追加提出があり、担当課長から報告の説明を受け、報告第5号も本日の日程に供することといたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

- 議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等によりまして、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎議案第5号 白老町手話言語条例の制定について

○議長（松田謙吾君） これより議案の審議に入ります。

日程第3、議案第5号 白老町手話言語条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 議5—1をお開きください。議案第5号 白老町手話言語条例の制定について。

白老町手話言語条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月14日提出。白老町長。

議5—3、附則でございます。この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議5—4、議案説明でございます。手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、町の責務、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本条例を制定するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町手話言語条例

言語は、意思の伝達や感情の表現、知識の習得などの手段として、人の暮らしに必要なもので、手話言語は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、音声言語とは異なる言語です。

聞こえない人は、音声言語による聞こえる人々の「当たり前」の中で暮らし、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）において、手話は言語として位置付けられましたが、未だに聞こえない人の生活や実態を多くの人々が理解しているとはいえません。

これらを踏まえ、白老町では、聞こえない人の日常生活や手話言語を深く理解して地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる町を目指すため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及を図り、地域において手話を使用しやすい環境を構築するため、町及び町民等の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、聞こえない人と聞こえる人が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 聞こえない人が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての町民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 聞こえない人は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、基本理念にのっとり、聞こえない人があらゆる場面で自立した日常生活や地域における社会参加を保障するために必要な施策を講ずるものとする。

2 町は、前項の施策の他、意思疎通困難者に対しても同様に必要な施策を講ずるものとする。

(町民等の役割)

第4条 町民は、地域社会で共に暮らす一員として、聞こえない人と手話でコミュニケーションを図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、聞こえない人が利用しやすいサービスを提供するとともに、聞こえない人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第5条 町は、法第11条第3項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(2) 町民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大をするための施策

(3) 町民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策

(4) 手話通訳者の確保、養成及び処遇改善その他手話による意思疎通支援の拡充のための施策

(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(財政措置)

第6条 町は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又でございます。まず、条例の制定について、よくここまできたと評価いたします。その中であって、この条例制定、ここから何が大切かということ、ここにいかに魂を吹き込むかということでございます。平和のまち宣言をしている本町であります。そして、障がいを持たれた方々に優しいまちでもあります。そして、多文化共生のまちでもあります。そして、ウポポイがあります。世界中から多くの方々が本町に訪れます。そういった意味では全国の中に手話条例を制定している自治体はたくさんありますが、本町だからこそ担う役割というのはとても大きいと思います。そういう意味で、魂を吹き込む意味でも町長、一言町長の思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 議員から魂の籠もったというご質問でございました。今回手話言語条

例というのを制定させていただきました。その中で、改めて前文というところを御覧いただければと思うのですが、ここの最後の段落の中に手話を使って安心して暮らすことができる町を目指すためということで、やはり皆さん、障がいをお持ちの方も、そして健常というか、普通に暮らす者もみんな安心して、安全、安心なまちづくりというのは私の今回の所信表明もさせていただきましたので、みんなが本当に安心して暮らせるまちづくりというのが一番大事なことだと思っておりますので、そこはきちんと魂を込めて、私も手話言語条例を制定したことによっていろいろな施策というのも予算で掲げさせていただいておりますので、きちんと魂を込めて全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。これから町長も国内、そして海外の方々にいろんなメッセージを発する機会が今後多くあると思います。そういった中で、ぜひ手話通訳士をしつかりと配置しながら全世界に向けて発信していただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町手話言語条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、議1―1をお開きください。議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度白老町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,508万2,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億2,025万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月14日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。複数の款にわたる補正予算でありますので、区切りを設け質疑を行います。

歳出から質疑に入ります。議案第1号の14ページをお開きください。14ページから17ページ、2款総務費の歳出について質疑のあります方はどうぞ。

12番、長谷川かおり議員。

○12番(長谷川かおり君) 12番、長谷川です。15ページの役場庁舎建設等検討調査事業、こちらは45万円上がっていますが、具体的な事業内容と目的について前回お聞きすることができなかったので、ご説明をお願いいたします。

○議長(松田謙吾君) 高尾総務課長。

○総務課長(高尾利弘君) 本来当初予定では令和4年度中に基本計画のほうを策定してというところで準備していましたが、現在計画の策定を5年度に持ち越しをしたという中で、その計画の策定に向けて昨日来町民の声を聞くとか、そういうこともありましたけれども、そういったセミナーだとか講演会を開催するというような部分の予算と、あと視察も行っているのですけれども、そういった視察に対する部分での経費を計上させていただいているというところでございます。

○議長(松田謙吾君) 3番、貳又聖規議員。

○3番(貳又聖規君) 3番、貳又です。予算書17ページ、大学生等通学費助成事業についてであります。こちらは大学生となっているのですが、まず私がお聞きしたいのが切れ目ない支援というところでいくと高校生の方も札幌市の高校へ通われている方がいらっしゃるかと思いますが、そこが該当しているのかしていないのか、どうなのか。

それから、この事業概要の中で町内のまちづくり活動等への参加を促すということですが、この助成事業については、これも前回説明の中にあっただと思いますが、要はまちづくりへの参加、これが必須条件ということになりますでしょうか。それを再度確認させてください。

○議長(松田謙吾君) 富川政策推進課長。

○政策推進課長(富川英孝君) 2点ご質問がございましたので、ご答弁させていただきたいと思っております。

まず、高校生は対象にしないのかというようなことでございました。今回については基本的には専門学校ですとか高専の4年生以上、高校生は今回対象にせず、一般的に大学等で札幌圏に一人住まいだとか、そういったことが想定される方を対象にするという事業のほうは構想し

ております。

また、町内のまちづくり活動への参加ということについては、原則としては必須にしたいと考えてございます。やはり町内で、この後別の予算もございませけれども、そういった活動だとかも含めて様々な方と関わっていただいて、社会に対する意識の向上ですとかまちづくりに対してという思いも一緒に醸成できるといいなという思いの中で事業を検討してまいりました。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。私は、ぜひ高校生の方も対象とすべきだという思いが1つあります。

そして、この事業効果の中で保護者等の経済的負担の軽減、それからまちづくりの担う人材の育成とあるのですけれども、これは両方持つてもなかなか難しいと思うのです。課長から説明がありましたが、まちづくり、白老町に関心を持っていただくというのは、私からするとこれは町の、大人のエゴというか、こうあるべきでなければならないみたいな、私は大学や専門学校に通っている皆さんにはしっかりと勉学等に励んでいただき、皆さんここ白老町で育っておられる皆さんですから愛着はもちろんあるはずですが、もちろんそういう思いはあったとしても、町が求めるまちづくりのものに参加できなければ助成が受けられない。これは何か私はおかしいと思うのです。ですから、この事業効果、目的として何を優先するのか、要は保護者の皆様の経済的負担の軽減なのか、まちづくりの人材育成なのか、どちらでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） どちらかということになりますと、できれば両方というような考え方にはなると思います。ただ、我々といたしましては特急が止まる環境の変化が近年ございまして、札幌圏への一人暮らしだとか、経済的な部分が地元にいることによって朝、夜、あるいはお休みの日の日中だとか、人口の確保というような部分、これが恐らくは家庭の経済効果、それから町内での経済効果というようなところも多分に含んでいると思っておりますので、第一義的には経済的な効果の部分は優先されるのかとは思ってございますが、今のご指摘の中でまちづくりに対して義務的であってはならないというようなご指摘なのかとは思ってございますので、その辺のところの程度の問題については、参加したくてもそういった適切な時期に参加する機会がなかったという場面も想定されるということもございまして、程度の問題についてはその状況に応じて対応してまいりたいと。ただ、この事業の基本的な考え方としては、そういったまちづくり活動というものにも関心を持っていただいて参画していただくということの一つの目標にはしてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 3番、貳又です。最後の質問です。駅がどうだとか、そういうものは分かりますけれども、今回大塩町長が就任して、子は宝、切れ目のないという部分でいくと、本当に大塩町長のスタートに当たって、これは大事な政策であると思っております。その中でいくと、大学生の皆さん、該当する方々には皆平等に与えるということが、これは駅がどうのこうのというよりは皆平等に与える、それが大塩町長が目指す政策ではないでしょうか。それだけ1点

確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 大学生皆平等にというお話がございました。まず、大学生の通学費の助成ということで今回提案させていただきましたけれども、まずこれは切れ目のない子育て支援ということで、第一弾というか、そういったことで施策として進めさせていただこうということでございます。実はこれもいろんな方からのお声で私は政策実現に向けて進めてまいりました。というのは、まず1つは若い人たちが白老町からいなくなってほしくないということで、1つ担当課長からお話があったように、大学生が一人暮らしをして札幌市に行く、住むということではなくて、こういった助成によって白老から大学に通っていただけないだろうか、そうすることによって大学生世代の方々がまちに残ってくれるのではなかろうかということが1つ、これは2つ申しましたとおりの保護者の経済的な支援というようなこと。

そして、議員のほうから大学生は勉学に励むべきだと、私もおっしゃるとおりだと思います。ただ、若い人たち、昨日も議論させていただきましたけれども、若い方々の白老町に対するご意見、そういったものを十分に取り入れさせていただきたいということで、これは必須ではないのですけれども、まちづくりへのご助言というか、そういったものもいただきたいという思いから、まちづくり活動の一環を担っていただけないかというようなことでございます。ですから、これからまだまだいろいろとこの展開、拡充というのは考えられますけれども、まず今のこの時点としては大学生の通学支援の助成を執行していきたいという考えでございます。

○議長（松田謙吾君） 3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） どうも課長や町長の答弁を聞いていると、まちのためにやっているような事業に私は聞こえるのです。これは町民のための事業でなければならないと思うのです。大学生のための事業。何かパフォーマンス的な部分で、ではお金を与えるから、大学生の皆さん集まってまちについての意見をくださいなんていうのは、町長はいつでも大学生の皆さんのところに足を運べばお声なんて聞けるはずですよ。けれども、それで要は助成金をぶら下げるようなものというのは、本当にそれが多文化共生のまちでしょうか。いろんな方々のお声を聞いてつくったといっても、私はこれから白老をしょって立つ、社会をしょって立つ皆さんに対して本当にこういうような取組でいいのかという疑問がありますので、再度そこだけは発言させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 私の説明が悪かった部分はあるのですけれども、決してそういったことではございません。あくまでも切れ目のない子育て支援ということですので、保護者の方々の支援ということが第一義的なものです。ただ、その中で、付随と言ったらおかしいのでしょうかけれども、せっかくそういったことで助成もさせていただくということから、町として都合がいいと言われればそれまでかもしれませんけれども、そういったまちづくりに関心を持っていただきたいという思いの中で、プラスアルファの部分で必須ではなくご意見を頂戴したいということで、あくまでもここは経済的な支援というのが一義的な趣旨でございますので、そこは誤解のないようにしていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 5番、西田祐子でございます。17ページの地域活動創造ショートステイ誘致促進事業、先般もお伺いいたしましたけれども、お一人1泊当たり大学生は2,000円を上限としてやると、1団体当たり上限20万円と書いているのですけれども、この趣旨は大体分かるのですけれども、この中に助成要件として滞在期間中に町民との交流を図ることと書いていますけれども、これはどういう交流という意味なのか、つまり一緒にお酒を飲んで楽しく会話するだけなのか、それとも何かプレゼンテーションを町民の前でやるのか、その辺が何も説明がないものですからよく分からないのです。

それと、2点目の研究、調査、学習などの終了後、その経過をまちに対してまちづくり施策として提案またはプレゼンテーションなどにより報告することと書いていますけれども、白老のまちに来て調査研究するのに当たりまして、まちに対しての施策として提案するようなものがないときにはこの対象にならないとこれだけ読んでしまうとなくなってしまいますので、そうではなくてもっと広い意味というのですか、白老に行ったら大学生がみんなでいるんな白老のまちのところに行っているいろいろな研究できるということで誘致するのか、それとも白老町のまちのことをきちんともっとPRしてほしくて、いろいろな提言をいただきたいとやるのか、その辺がよく見えないので、その辺のお考えをもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 1人当たり2,000円で各団体の上限としては全体で20万円というのはご了解いただいたということでございますので、それ以外の要件ということですので、プレゼンテーションだとか町への提案だとか、そういったものがなければいけないのかということでございますけれども、基本的には学校等ゼミ合宿といいますか、そういったものを想定してございますので、一定程度白老町の中の研究材料を持って皆さんはいらっしゃるというようなことで思っております。

昨年の事例を申しますと、名古屋市の方が見えて、白老東高校だとかと一緒にまちでフィールドワークをしたり勉強したりというようなことが行われております。そういった中で、先ほど申し上げましたけれども、大学については一定程度このまちを選んだ理由ですとか研究しようというテーマを持っていらしていただいているという認識でございますので、そういった中では、昨年の事例ですとプレゼンテーション報告会というようなこともしていただいておりますので、まずはまちに対しての提言、研究の報告の機会がいただけるとありがたいというような趣旨でございます。滞在中には居酒屋へ行って御飯を食べたとか、そういうことも実際にはございますので、プレゼンテーションの報告の中ではそういったことも踏まえて報告されているグループもございました。多様なまちへの参画というのはあると思います。ただ、フィールドワークだとかを通すということになりますと、まちの何かしらの商売をされている方、暮らしている方々との触れ合いというのは確実に出てきますので、もしかすると、2泊以上ということですので、短い期間でその場で報告というのが難しい場合はあろうかと思っておりますけれども、そういった場合は戻ってからSNSの場面を通して発表をしていただいで、少しでも白老に来たと、それから白老も受益があるような、お互いに気づきやそういったものがある

ようなことでこの事業が行われるといいなということで事業のほうは構想してございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 課長、勘違いしないでください。私はこの事業は駄目だといって質問しているわけではないのです。おとしだったか北海学園の私の知っている教授が学生を10名ほど連れてきて、白老町内のh a k uに泊まって何日間か研究し、そしてその中でいろいろ白老町のことを研究し、そのときに先生がおっしゃっていたのが滞在期間中に町民との交流を図ることと、本当はこれが一番やりたいのだけれども、なかなかそういう機会がないと。正直言って大学生ばかりなので、そんなにお金がないので、白老のまちの中に、外に行って食事することもなかなか厳しいと。だから、どうしてもお米を持ってきたり近くのスーパーに行ってお買い物をしてきて自分たちで自炊するのですと。そうなってしまうと、どうしても外に行かれないと、交流することもできないと、そういうところが厳しいですと。

また、自分たちが報告会をしたくても、それを自分たちで企画するまではなかなか手が回らないと。結局学生が白老のまちに来たときに、あれも研究したい、これもしたいといって時間が足りないのだと、決められた日にちで。だから、私はそこを聞いたので、今回町民との交流を図ることとかプレゼンテーションをするといったときに、白老町がそういうような受皿をきちんとできているのかどうかということが一番知りたかったのです。それで質問したのです。それをきちんとやることによって、今回は75万円の予算ですけれども、実際にはもっともっと日本国中から、白老はウポポイのあるまちですし、アイヌ民族の文化、歴史の発信地でありますし、そしてまた仙台藩白老元陣屋資料館という北海道にとっても日本にとっても、本当に北海道の幕開けだというようなことを白老町の仙台藩白老元陣屋資料館が担っているわけです。結局ロシアだとかいろんな国との対外的な問題だとか、そういうような問題があつて初めて日本の国が開国とかそういう道に歩いていった、そういう一つの歴史の中の大きな流れの一つを白老町が担っているわけです。そういったことを考えると、もっともっといろんな団体に来てもらいたいと思ったら、せつかくここまで考えてくださるのだったら、もっとこれをきちんと受け入れていただければ、そしたら白老のまちの中は大学生の方々がいっぱい来ていらっしやって、闊歩していただいて、まちに対してもいろんな提言をしていただければいいのではないかと非常に期待して質問しました。これについての役場として今後どういう方針でいきたいのか、そういうところを含めて質問させていただいたつもりですので、それにお答えいただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 普通に話すとトーンが低くなって、張ると大きくなってしまいますので、どのトーンで話そうかと今悩んでいて。少し張って、もう一回話させていただきます。西田議員がおっしゃっていただいたように、白老の多様な資源、選んでいただけるということは学術的な要素というのが多様にあると認識しています。一くくりにといいですか、何でもプレゼンテーションしなさいというような話ではなくて、こういったお話があつて、こういう制度を設けることによって、その大学だとか皆さんの意向を確認して、その程度だとか可能性と、これを閉じることなくこの制度を運用していけるようには考えてございます。多くの皆さ

んが白老に関心を持っていただいて、興味を持っていただいて来ていただけるというような、その門戸を閉ざすようなものではなく、できるだけ様々な方法、手法、機会に応じてこの事業を活用していただければとは思っておりますので、本当に前向きな取組になるような事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 申し訳ないのですけれども、これに関してはまちづくりの活性化とか、そういうようなことが、結局そういう意味でこういうものをきちんとやっているわけですね。そうしましたら、ただ企画だけするのではなくて、生涯学習課だとか産業経済課だとか、そういうところと横のつながりを持って、そしてこういうものをぜひ組み立てていただければありがたいと私は思っています。ただそれだけで終わってしまったら、いっぱい大学生が来たけれども、それだけで終わってしまうと思うのです。そうではなくて、社台から虎杖浜までみんな見てもらえるようなことで、それぞれの課がそれぞれ単体でやるのではなくて、協力し合ってこれを大きくしていくという考え方をぜひ持ってやっていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 地域活力創造ショートステイ誘致促進事業のご質問でございます。ここを事業化したのは、担当課長からもお話があったように、これまでの実績を踏まえた中で事業化したということです。制度設計の中では、ここに書いているとおり町外の大学生を対象にということになるものですから、町の予算を使わせていただく以上、町に還元をしていただかなければならない、町民の皆さんのために何かやっていただかなければならないということで、いろいろとプレゼンテーションをやってください、町民の方々と交流していただきたいということの制度設計を組立てさせていただきました。ただ、議員のほうから受皿というものはきちんとできているのかというような課題もご提言がありましたので、そこはきちんとこれから整理を、もちろんやっていることはやっているのですけれども、さらに精度を高めていくためにその課題解決に向けて進んでいきたいと思っております。

また、私もこの立場になって、本当に嬉しい話でいろんな大学の先生から白老町に行って勉強させてほしいという話を数多く受けております。ですから、そういったことをきちんとお返しすると言ったらおかしいのですけれども、きちんと受入れ態勢を含めた中で白老町のまちづくりについても発信をしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 西田議員が質問した地域活力創造ショートステイ促進事業なのですが、こちら確認だけ先におきたいのですが、これはあくまでも学術的なゼミ等の大学ということで想定されていると文書を読むと読めるのですが、大学のスポーツ部等はこういうことは使えないという認識でよろしいかどうか、そこをまず確認させていただきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） もともとはスポーツ合宿というようなところを想定しながら考えていたところではあるのですが、実際には施設の関係の限定的なものもあったりというこ

とで、それで今回の事業についてはこういった大学のゼミですとか、まずは教員の指示に基づき来ていただいて、町の中に若い人たちが来てもらうということを目的に行いたいと思っておりますので、スポーツ合宿は別建てでまた考えてまいりたいというのが現状でございます。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） その点については理解をいたしました。まず、学術的なゼミとかの想定で行いたいということは理解しましたが、スポーツ合宿も、先ほど答弁で課長がおっしゃられた施設的な問題等もございますが、現在日本全体、世界全体も温暖化で、夏場とかスポーツをするには本州のほうでは本当に苛酷になって、体を壊してしまったりとか、そういうことが考えられるということで、北海道での大会、また合宿というのが大変見直されている時代になってきております。そういうことを考えて、道内においても白老町は夏は大変気温が過ごしやすい気候であると、また冬に関しても雪が少ないというような立地的なメリットがありますので、今後、学術的なもので縛るのも一つありかもしれませんが、そういうところに力を入れていくという方向も大いに白老町を発信する魅力になるのではないかと思います、その点についての回答をお願いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 議員がおっしゃっていただいたように、スポーツ合宿というのも地球温暖化の状況を鑑みますと北海道が今後中心になる可能性というのは多分にあります。我々もそこを目がけて様々な誘致活動も含めて検討を進めているというところでございますので、スポーツに関する北海道を主力の地域にしていくための取組については私たちも引き続き進めて取り組んでまいりたいとは考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、続いて18ページから25ページ、3款民生費の歳出について質疑のあります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。23ページの福祉介護人材確保事業なのですが、これは少しずつ行われるという状況になってはいますが、白老町の介護福祉施設の介護人材の実態がどういう状況なのか、まず第1点お尋ねをしたいと思います。それと、今回のこの政策による効果、去年の実績も含めた上での効果をどのように考えているか。また、今後介護人材の確保についてこれを膨らませていくような考え方がるかどうか、この3点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 福祉介護人材の確保事業についてのご質問であります。こちらは福祉、障がい施設等、それから介護の施設についての人材確保事業ということで今回予算のほうを上程させていただいております。今の介護、それから障がい施設を含めた福祉人材については、従前からお話をしているように慢性的な不足というのは、どんどん深刻化しているという状況とは聞いております。それで、昨年からは健康福祉課と共に予算をつけさせていた

だいて、福祉介護人材の確保事業を令和4年度から実施しておりますが、実際問題こちらの転入補助金ということで10万円という部分でこちらとしても事業を組んでおりましたが、現実的には対象になる方がお二人しかいらっしゃらなかったです。我々の想定、いろいろ事業所からお聞きしていた部分、それから事業化に当たっていろいろ計画していた部分と実態と多少の乖離があったという、それは人材確保についてはもう待たなしの状況で、事業所がある程度手当てをしていると。転入の部分については、そこは事業所で見ると。それを我々としては個人にお渡しする、10万円を転入してきた引っ越し費用等を個人にお渡しするという事業で組んでおりましたが、事業所がそこは手当てしているという部分が、対象の方はお二人いらっしゃいましたけれども、そこは実態の把握が十分ではなかったという反省もございます。それで、今回いろいろ聞き取りをした中で、外国人の人材の確保というところで障がい施設、それから介護施設においても一定程度費用をかけながら雇用するという前向きな事業所が多いというところがあるものですから、それで今回外国人の人材の確保について費用の助成をさせていただくという状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。

2答目で外国人の関係を聞いたかったですけれども、去年2人でもあったということは、これは私は評価してもいい部分だと思うのです。ただ、人材不足というのはまさに今の答弁のとおり慢性的で、減っていつているという感じです。そういうことでいうと外国人労働者を頼らざるを得ないだろうと。この部分も課長の答弁にあったように事業所が先行してかなりやっているのかどうかというあたりと、ここで地方自治体がどんな役割を果たせばここを好転するとか、他市町村も同じだから、それは大変だというのはよく分かるのだけれども、差別化して特化したものを自治体として考えなかったら、特に白老町は老人施設を含めて、それから障がい者施設を含めてかなりの数があります。ですから、そういう点でいえばここは企業というか、事業存続の要になっていくと思うのです。もちろんただお金を出せばいいとか、そんなことを言っているのではなくて、自治体としてこういう手を打つ必要があるというあたり、例えば外国人労働者に特化して、そこでもっと他の自治体と違った援助ができる、そういうことが考えられないものかどうか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今のご質問にお答えします。

まず、外国人材の部分の事業所の動きとしては、令和4年度において障がい、それから介護施設においてお二人受入れをしている実績がございます。それで、令和5年度においては10名以上さらに外国の方を受入れする予定であるということで各事業所から聞き取りをしております。ですから、外国人の方に働いていただきたいという事業所の希望が多いということ、それから昨年度初めて我々としても福祉、それから介護の事業所に介護人材の実際に派遣をしている会社を呼んで研修会というか、そういう事例を発表会みたいなことで昨年度末に実施させていただいております。ですから、我々としては情報発信といいますか、事業所間の連携というのが非常に重要にはなると思いますが、今の外国人の方がどのように働かれて、どのような状

況であるかというのは我々がそういう研修会なり事例発表を事業所の方に分かるようにお伝えするということの一つ役割としてあると思いますし、このように予算で上程させていただいていますが、係る負担を少しでも軽減できるようにその手当てをしていくということも考え得るかと思えますし、まずは即効性のあるものとか、この手を打てば人材が確保できるというのは、なかなか我々としてもはっきりとその手当てというのは、正直申し上げていろいろな手当てをしていく中で最終的に少しでも介護、福祉人材の確保につながると考えておりますので、これからも、先ほど答弁が漏れておりましたが、いろいろな拡充といいますか、これで終わりではなくて、いろいろな手を尽くして人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。

それで、議会で要望するというのは変な話で、質問ですからきちんと質問しなくては行けないから聞くのだけれども、外国人労働者の宿舍だとか、それから日本語は一定限度できないと介護のほうの資格は取れないみたいですから一定限度の生活はできるのでしょうかけれども、生活援助を含めた、外国人の方が白老町で働きやすいような状況をつくってあげるということを自治体が一定限度政策化したり援助は考えられないものですか。ここが私はきっとこれからの介護人材では要になると思えますので、ここをしっかりとやっておくということが大切です、これは白老町の人口増にもつながりますので、そこはそうは考えられないものですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） お話をさせていただいたように、令和4年度でお二人だったものを令和5年度においては一定数また事業所において外国人の方を受け入れるということで、どんどん増えていくということに今後想定されます。そうすると、当然コミュニティとして外国人の方が一定数、今は介護、福祉だけではなくて、いろいろな産業においても外国人の方が一定数来られているということでコミュニティが醸成され、その方についての対応する行政としても一定限窓口といいますか、生活援助、ごみの出し方、それからいろいろな生活の仕方についての支援だとかが必要だということは、実はそういう福祉事業所の方からもお話を受けております。我々の立場からどこでそれを担うかということはまだ申し上げられませんが、それはこれから増えていく中で必要だと考えておりますので、我々としてはそういう状況をつぶさに確認して、今どのように外国人の方が働かれているか、そういった状況については押さえながら、またほかの課とも連携を取りながら、生活援助についても考えてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 25ページの未就学園児預かり保育モデル事業です。これは、狙いについては保育所の空き定員を活用するのと、未就学園児の利用促進と保護者の子育て負担と、こうなっています。これはいいことだと思うのですが、これはモデルだから1か所で、なぜ1か所なのか。そして、ここで指定されている保育園がどうこうというのではなくて、なぜ虎杖浜が1か所なのか。逆に対象者は白老は結構多いと思うのです。この狙いとか効果でいくと、なぜ虎杖浜の、言葉がいいかどうか分かりませんが、西側の奥にいて、対象者が

多い白老がモデルに挙がっていなかったのか、この辺はどういう事業の組立てをされたのか、その辺を伺います。

○議長（松田謙吾君） 齋藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（齋藤大輔君） まず、なぜ西側なのかといったところでございますが、大きく方向性として考えられるのは、拠点施設、これが今白老と萩野ということで、方向としては西側にも何とか拠点施設をできないのかといったところが最終的な落としどころでございます。要するに竹浦、虎杖浜地区にも子育ての拠点施設が最終的にできればいいといったところの最終的な落としどころとして今回モデル事業に手を挙げたといったところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） これは制度としていいことだから私は聞いているのです。それで、西側に竹浦、虎杖浜だからやったというけれども、今言ったように拠点施設云々といったら、では白老にはもうモデルとしてあるということですか。その辺を聞いているので、拠点として。当然こういう制度をつくるということは対象者を全部挙げて、そしてどういう状況だからこの地区にしたのか、まして子供が行くと親は車に乗っていかなければいけないですよ、小さな子供。そういう環境を考えたときに、本当に西側1か所のモデルでよかったのかということですか。ここを否定しているわけではないですから。そういう施策をするときに、社台から虎杖浜、全町合わせて対象者を挙げて、足の便、ここの施設に通う時間的な問題、そういうことをきちんと、町長もこの予算を上げるときにそういうことを整理していると思います。当然モデルを挙げたということは、新たな今度それを実証実験して、白老で目標をつくるのかどうか分かりませんが、そういう一つの工程をつくってやっていると思うのです。それで、今回委託料の、事業をやる分だけでも、今後これをモデルでやったときに、保育所の運営費とか措置費とかが一切書いていないのだけでも、そういう部分についてはどのような議論をされてここに上がってきているのか、その辺を伺います。

○議長（松田謙吾君） 齋藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（齋藤大輔君） なぜ海の子保育園だけなのかといったところでございますが、こちらにつきましては国の補助金をいただいてやるといったところで、当然我々としても各保育園や幼稚園のほうに打診をしております。そんな中で今回海の子保育園が手を挙げられたといったところでございます。

それと、目的としましては未就園児、ここについての保育園に対する理解促進、これが一番身近な目標というか、まずは保育園を知ってもらおうといったところ、それと保育士のプロの目で見た部分、それを保護者に分かってもらいたいといったところ、まずそこが主眼でございます。ですので、今後定員数と、それから実際数がだんだん少なくなっていく中で、何とか保育園のよさを知ってもらおうといったところも1つ理由として挙げられるところでございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 課長のほうからもあったように、各園においてこういう受入れ態勢ができるかどうかということがまず1つあるわけです。その条件としては、ここにも書いてあるように、ただ預かればいいのかということではなくて、カフェ開設だとか家庭の支援体制をどう

するかという条件の下にこのモデル事業というのが国の一つの政策として上がってきております。そういう中で町内の各園において受入れ態勢がどうなのかということ、こちらからこういう事業があるので、受入れ態勢はどうですかということからまず1つ始まりました。

それから、本町において上のほうにあるように、就学率が9割程度ということで、あと1割が未就学となっていることなので、その辺の状況については様々な理由がきっとあるだろうという認識の中で、その辺のところはまだまだ十分な調査はできていない部分もあるのですが、実態として今後国の制度を使いながら一つ広げていく一歩にしたいということで、まずは今回モデル事業の1か所として始めております。いずれにしろ、今後この制度をもう少し拡充しながら、子育て関係の戦略的なこともこの間国から出されましたけれども、しっかりとした出産から子育ての手だてをしていくためには未就学の部分も含めて大事に政策的に進めていかななくては、様々な親が労働力として活躍できるというか、そういう分野にもつながっていくので、ここの事業は今回初めて構築してやり始めているので、まだ未熟な部分は確かにあるかと思えますけれども、今後しっかりと実態をつかみながらこの事業は進めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 古侯副町長から趣旨について答弁がありましたけれども、私は否定してなくて、私はあまり長々話をしたくないから、それを前提にして、分かっているからこれはいい制度ですと言っているのです。ですから、なぜ対象者が、調べてこの地区が一番多いからここにするとか、そういうことの中で積み上がってきたのですかと言っているのです。駄目だということで私は質問しているわけではないのですから。そうすると、対象者は仮に調べているはずで。そしたら、2割が虎杖浜だと、萩野、竹浦は何ぼ、白老は5割だと。だけれども、2割だけれどもこうだと。先ほど課長が言ったように、私はどうこう言っているのではなくて、保育園はみんなどうということか知っているのですよね。そこだけで虎杖浜という意味ではないと思うのだけれども、私はそういうことを言っているのです。ですから、これから順次進めたいと言うけれども、そうするとこのモデル事業はいつまでやって、これを検証して、当然検証時間をつくらなくたって、やっている間に分かりますよね。では、いつから本格的に、多分白老町のほうが対象者は多いと思います。そういったことをいつ導入するのと、そういうことを私は聞いているのです。制度の制作過程で、ただ手を挙げたからいいということではなくて、副町長が言う本来の施策的な趣旨からいけばそうですよね。普通我々とすれば多いところからいきますよね。虎杖浜が駄目だと言っていないから。そういう政策手続の中でどうなっているのですかと私は聞いているのです。それはモデル事業をいつまでやって、対象者が幾らいて、モデル事業をどうやって、では本格的にはどうしますと。そのときは何か所の保育所があって、答弁していませんけれども、それに係るこのモデルの経費のほかにもこれに伴って措置費とか何かの町が上積みするものが出てくるのかどうかと、そういう部分について聞いているのです。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） まず、この事業を受けるに当たって町内で受入れ態勢ができるかどうかというのが1つあります。そして、議員がおっしゃるように1割の子供が今未就学になっ

ていて、その対象は確かに萩野から白老にかけてのほうが多い。だけれども、今度は受入れ態勢の中でこちらの保育園の状況としては、そこはまだ受け入れられないという状況にあったので、まずはモデル事業として向こうが園としても受け入れる体制があるし、子供たちの未就学の部分もあるのでということで、まず始めさせていただきました。この事業は、これから国の政策的な部分も含めて必ず補助事業というか、そういうことで大きくなっていくのではないかと、ここで切れるというわけではないだろうと思うのです。ですから、今回のモデル事業をしっかりと検証も含めて図りながら、町としてはこういう未就学のお子さんをなるべく園で預かりながら、そして親御さんに子育ての不安だとかも解消しながら、働きに行ける場面もつくり出していくほうが政策的にはきっと大きいということでもあります。

この事業が、では町としてどのぐらいまでモデル事業としてやるかということころは、1年ではきっと分からない部分があると思うのです。ですから、最低2年、3年ということでもやらなくてはならないし、その間の中に本町を含めての対応が各園にもっと、こちらのほうからの働きかけも含めて受入れ態勢ができないかどうかということころはこれから進めていきたいと思えます。ただ、实际的に私のところで聞いていると、受入れ人数が確かに定数満度ではないけれども、保育士の関係も含めてなかなか厳しい状況というのはお互いに各園あるようなのです。ですから、未就学のところでこの条件に合ったということころはきっと受けづらいのだろうと見えています。ただ、今も言ったように、これからの子育て支援としての対策としては、こういったものをなるべく町として各園にお願いもしながら政策的に進めていくべきかということころでございます。そこに付随して、これからこの補助金だけではなくて、プラスアルファとしては町としての持ち出しがどう出されていくか、今回はこういう予算で出させてもらっていますけれども、これがあと1年だとか2年だとかとなったときにどういう上積みが必要か、今後これがずっと進んでいくときになれば財源的にはどう子育て支援の一つとして位置づけていくのかということころは今後の課題だと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時24分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3款民生費、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、次に行きます。

次に、26ページから31ページ、4款環境衛生費から7款商工費までの歳出について質疑のあります方はどうぞ。

12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。3歳児健康診査視覚検査機器導入事業についてお伺いいたします。

この導入は、私も以前から一般質問で導入を勧めておりまして、それで子供が泣きますと検

査がしづらいということで、なかなか導入に踏み込むことができないという答弁があったのですが、そのこのところの課題をどのように取り組んでいくのか、その点だけ確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 3歳児健診のときに行う視覚検査の機器導入についてのご質問でございました。議員のご指摘もありましたけれども、3歳児健診のときに様々な検査をするときに、お子さんによってはじっとしてられないとか、あと機器をじっと見ることができないとか、あとは視覚検査ですので、少しお部屋を暗くしていったりとかするようなことが必要となりますので、そのときにうまく検査ができないことも考えられると思います。そのときの健診だけではなくて、3歳児健診は毎月やっておりますので、次回にまた来ていただくとか、それでも駄目だったらまたその次のときということも考えられますが、確実にその検査を終えられるように、3歳児頃のその時期に終わられるように対応はしていくという考えでございます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。それでは、導入の時期ですけれども、今後どういうスケジュールで導入して、何月頃の3歳児健診から行われていくのか、その点だけお聞きいたします。

○議長（松田謙吾君） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） 今日補正予算の議決をいただいた後、早急に導入の手続はしていきたいと思いますが、実際に導入するまでには様々な手続を経た後ということになりますので、二、三か月ぐらいは要すると考えてございます。今年の夏から秋にかけてぐらいの導入時期になるという想定はしてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なければ、次に行きます。

30ページから35ページ、8款土木費から9款消防費までの歳出について質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、次に行きます。

34ページから43ページ、10款教育費から14款諸支出金までの歳出について質疑のあります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 41ページのおもいで読書通帳導入事業、これは読書への普及にいい制度を導入してくれたと、こう思いますし、一つの読書が広がる機会、あるいは書物に触れる機会が広がればいいと、こう思って1つは評価します。そこで、聞きたいのだけれども、他の自治体も導入しているのかどうか分かりませんが、他の自治体の導入の例と、導入して実質的な効果、課題はあるのかどうか、その辺をきちんと整理して今回事業として上げているのか。この中身を見ると読書通帳を配付すると、こう書いています。細かいことなのだけれども、

通帳ができて配付するまでどういう流れになるのかと。そして、利用者が各自記帳するとありますけれども、この記帳の流れと、低学年や後期高齢者が結構利用していますけれども、これらの人が簡単に記帳できるのかどうか、その辺はどうなっているのか。これは大きな問題ですけれども、これだけの図書館が少しでも利用してもらいたい、促進していろんな事業を発想して上げるといことは、これは非常に職員の努力、あるいは教育長も指示されていると思うのですけれども、ただその図書館、先般代表質問しましたけれども、床の傾きがすごいのです。専門的にこれは不同沈下というのですか。建設課長もいるから、その辺は後で説明があるかどうか分かりませんが、そういう部分でどういう状況になって、そして図書館の機能としての不適切な施設にもなっているのかと思うのですけれども、後でまた2答目をお聞きしますが、その辺の状況をお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤信幸君） 今回予算に上程をさせていただきましたおもいで読書通帳の導入事業でございますが、こちらの導入事例につきましては、北海道内でいきますと道内19自治体の公立図書館で導入がされてございます。胆振管内では導入事例がございませんので、胆振管内では初の導入になろうかと思っております。導入された公立の図書館にいろいろ聞き取りをさせていただきましたところ、まずご自身で預金通帳みたく記録が全部本人の手元に残りますので、今まで自分が読んだ本が何なのかが分かって、もう一度間違っ借りてしまうという事例があったりだとか、前に私が読んだ本はどんなのだったかというような問合せだとか、職員の負担軽減にもつながっていますというようなお話、そして当然利用者からも好評をいただいているというようなお話を聞いております。また、併せてお子さんと保護者の方、これが一緒に読んだ本の記録も残っていくというようなことで、当時お子さんが好きだった本について会話をする機会が増えたり、親子のコミュニケーションの時間が増えたというようなお声在实际あったということで聞いております。そういうような中では、白老町でもこの導入をさせていただくことによって今以上に読書に触れる機会が増えていくのであろうかと思っております。

また、読書通帳の配付の仕方につきましてでございますけれども、まず利用希望者に対して無料で通帳自体をお配りをさせていただくことで考えております。また、今回の説明の中にも触れさせていただいておりますとおり、小中学校の図書館の利用児童生徒の皆さんにもお配りをさせていただくだとか、あと7か月の乳児相談時にもお配りをさせていただくというようなことで、その通帳を持って、図書館内に印字する機械を設置をさせていただきますので、実際に印字をしていただく操作に関しましてはセルフでということになりますけれども、これについては図書館職員がつきながらサポートをさせていただきたいと思っております。そういう中で不安なく使っていただけるように運用を進めていきたいと考えてございます。

そして、図書館の現状ということでご質問がございましたが、こちらの図書館が平成2年に建築をされた暫定図書館ということの位置づけで整備されたということで認識をさせていただきます。平成30年に役場庁舎の改築基本構想というものがつくられまして、その中で図書館の現状について報告をさせていただいております。その当時には図書館の正面玄関から向かいまして

左手から右手、ですから南から北側のほうにかけて若干の傾斜が見られるというような調査をしてございます。レベルの考え方でいきますと、1,000分の9の傾きがあるというような調査結果が出てございます。大体横幅が13.5メートルの建物でございますので、十二、三センチの傾きがあると考えられてございました。そういう中で、ただ当時は若干ふらつきだとか目まいが起るような、そういったレベルが考えられるということで調査結果が出ておまして、実際職員の現状でいきますと、今年に入りましてどうも目まいが生じるだとか、そういったような訴えがございましたので、改めまして今月に入りまして傾斜の状況を建設課のご協力をいただきながら調査をさせていただきました。その結果からいきますと、当時平成30年、1,000分の9という傾斜の傾きであったのが今回調査したところでは1,000分の13ということで、傾きが広がっているというような結果を受けてございます。当時の調査結果、改築基本構想にも触れさせていただきましたが、傾斜の考え方につきましては日本建築学会というところでの傾斜の考え方ということで、1,000分の8というところを超えていくと傾斜に対して強く意識がされてくるというところで傾斜角の限界値は1,000分の8から10ぐらいまでではないかということが言われているようでございます。そういう中で、快適な読書環境という中では利用者には不安な思いをさせてしまうところは大変申し訳ないと思っておりますし、利用者のみならず、長時間勤務をしている図書館職員が目まいだとかそのような状況が出ているというようなことから、生涯学習課のほうでも図書館の傾斜についての改善できる対策がないかだとか、もしくはどこか代替で一時的にでも移転できるような場所がないかだとか、建設課や町長部局と相談をさせていただきながら今検討を進めているような状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 課長から答弁がありましたけれども、よく調査してここまで答弁いただきまして、実態把握をしていることに対しては現時点では理解しました。

それで、図書館を前から建設しようということで、今は多分新しく庁舎を建てる時に複合施設で図書館を併設するという案も出ていますけれども、今日、あしたとか何年かの間にそういうものはできないはずなのです。そうすると、伊藤課長の説明を聞くと、これは緊急を要するのです。これに対して説明を受けた部分は教育長は十分把握されていると思うし、町長も把握されているかどうか分かりませんが、聞いて分かったのか分かりませんが、これは緊急に全面ではなくて傾斜を仮設的にも、技術的なことは分かりませんが、直すとか、そういう手だてをしないと、改めて言いませんけれども、課長が言った現状をほっておけないと思います。これは課長だけで処理はできない、政策判断というか、町長の判断になってしまいますから、そういうことをしなければいけないと思うのです。もう長々といろんなことを言いませんけれども、そこで、これは以前から問題になっているのです、そういうことで。それが今ようやく伊藤課長が言ったことで本当に大変だという、数値まで根拠を示されて出てきたということは我々議会も真摯に受け止めなければいけないと思うのだけれども、何をさておいても本当に早急にしなければいけないと思います。

町長は子供はまちの宝と言っています。図書館というのは、古侯副町長が一番専門だから分かると思う。あえて私が言わなくてもいいと思うのだけれども、知的好奇心の空間ですよ、

子供たちの。そしてまた、先ほど貳又議員も話をしていますけれども、札幌市までの大学生云々と言っていたけれども。うちの図書館でも行って受験勉強をしている人もいるのです、実態として。そういう使われ方もしている。本当にこれはまちの宝のためにぜひやらないといけないと思う。だから、見積りが上がっているのかどうかと、本当に教育長や町長に約束してほしいのだけれども、早急に見積りを上げて、額はどうなるか分かりませんが、それを併せて、予算を上げる以前でもいいですから議会と相談して、緊急にこれはやらないとまちの宝の人は泣いてしまいます。これは長年ずっとかかっていたのです、正直な話。そういうことで、書架というのか、見ているところなるのだ、私が行っても。課長の言うとおりののだ、我慢できなくなるの。そういう実態は理事者がきちんと把握して先手を打たなければ町民から不信感を持ってこられます。子供はまちの宝と言っていますから、図書館は知的な空間です。子供たちがゆっくり行けるような施設を早急に、仮設でいいですから直していただだけませんか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 課長からも答弁させていただきましたけれども、私も今回職員のほうからの体調不良の話を聞きまして、実際に図書館へ行って傾斜というか、それを実感してきました。これは利用される町民の皆さん方にも大変なご不便をおかけしているのですけれども、何よりもそこで働いている職員にとっては離れる場所がないわけですから、その健康被害というものは看過できない大きな問題だと捉えております。どのような改善方法があるのか、私も行きながら事務室を移動してはどうなのかとか、担当者ともいろんな話をしてきました。今ここでこうしたいというお話はできないのですけれども、いずれにしても移転だとか、あるいは部分的な移転だとか、建て替えるということは現実的に難しいのですけれども、補強もどの程度まで補強できるのかということもまだ十分建設課のほうとは詰めていませんので、その辺のところを議会終了後速やかに打合せをしながら、今の状況については改善していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） ぜひ歯切れのいい答弁でやってほしいと思います。

それで、町長はどう考えていますか。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） おもいで読書通帳導入事業につきましては、子供たちの読書離れとか、この通帳で図書の履歴が出ることによって子供たちも楽しみながら図書に触れるですとか、もちろん大人の方もそうなのですから、そういったことで本への愛着へのきっかけづくりということできないかということ事業化して予算のほうを提案させていただきました。

図書館の現状については教育長なり担当課長からお話があったところで、職員はもちろんのこと図書館に来ていただく方がそういった健康的な被害に遭われるというのは、これは決して許されることではありませんので、きちんとこういったことで、この事業を推進していくということは皆さん図書館に来てくださいということですので、その図書館がそういった傾きがあってはならないことだと思っておりますので、きちんと私のほうもその調査結果を受けて、こういった対応ができるかどうかをきちんと検討した上で図書館の整備については前に進めてい

きたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入に入ります。6ページから13ページまでの歳入全般について質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

歳入及び歳出全般について質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和5年度白老町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議2-1をお開きください。議案第2号でございます。令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,842万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和5年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第3号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。

令和5年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,535万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和5年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議4―1をお開きください。議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,495万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億85万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月14日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和5年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第6号 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） それでは、議6—1をお開きください。議案第6号 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について。

白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月14日提出。白老町長。

続いて、議6—7をお開きください。附則です。

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にその設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、第17条から第22条の規定は、再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手した時期にかかわらず、第3条第2号及び第10条に該当する再生可能エネルギー発電事業の全ての事業者について適用する。

4 この条例の施行の際現に設置又は設置工事に着手している再生可能エネルギー発電設備の増設若しくは更新することにより当該再生可能エネルギー発電事業が、第3条第2号及び第10条に該当することとなるときは、附則第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

5 第13条各項の規定による届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条各項の規定の例により行うことができる。

次に、議6—9をお開きください。議案説明です。再生可能エネルギー発電事業は、地域と

の共生の中で町民の安全で安心な生活環境を確保しながら良好な自然環境、景観の保全との調和を図るルールづくりが求められており、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、本町における自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として、本条例を制定するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、白老町の豊かな自然環境、美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 再生可能エネルギー発電事業は、町、事業者、町民その他関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的な発展を図ることを旨として行わなければならない。

2 再生可能エネルギー発電事業は、自然環境等に配慮し、適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源のうち太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備の設置及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (6) 周辺関係者 再生可能エネルギー発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。

(町の責務)

第4条 町は、第1条に規定する目的及び第2条に定める基本理念に基づき、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止及び自然環境等に十分配慮するとともに、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を設置するに当たり、当該再生可能エネルギー発電事業が周辺環境に及ぼす影響を考慮し、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生を図るために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないように再生可能エネルギー発電設備の適切な管理に努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業区域に係る土地を適正に管理しなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念に基づき、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第8条 町長は、災害の防止、自然環境等の保全又は再生可能エネルギー事業の地域との共生のため、特に必要と認められる区域を禁止区域として指定することができる。

2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。ただし、事業区域及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと町長が判断した場合は、この限りでない。

(区域の指定)

第9条 前条に規定する禁止区域は、次のとおりとする。

- (1) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の保安林
- (5) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の砂防指定地
- (6) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の埋蔵文化財の包蔵地域
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2項の国立公園
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める区域

(適用を受ける事業)

第10条 この条例の規定は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（以下「発電出力」という。）が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に再生可能エネルギー発電設備を設置するものについては、この条例は適用しない。

2 この条例の規定は、既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、前項に規定する発電出力以上となる事業においても適用する。

(事前協議)

第11条 事業者は、第13条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）について町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
(周辺関係者への説明)

第12条 事業者は、前条第1項の規定による協議が終了し、次条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ当該事業区域の周辺関係者に対し、説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の周知を行うに当たっては、事業計画の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 事業者は、第1項の措置を行ったときは、規則で定めるところによりその結果を町長に届け出なければならない。

(届出)

第13条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとする場合は、当該設置工事に着手する日の60日前までに、周辺関係者への前条の周知状況を記録した書類を添えて、事業計画について、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日

(3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状

(4) 再生可能エネルギー発電設備の種別、規模及び発電出力

(5) 再生可能エネルギー発電設備の維持管理計画(再生可能エネルギーの廃止後において行う措置を含む。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び町長が必要と認める事項

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更後の事業計画を町長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更を除く。

4 町長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対し、その旨を通知し意見を求めることができる。

(協定の締結)

第14条 町長は、前条第1項の規定による届出を受理したときは、事業者に対し、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電設備の運用並びに災害時及び事業廃止後の措置に関する協定の締結を求めることができる。

2 事業者は、前項の締結を求められたときは、協定の締結に向けた協議に応じるよう努めなければならない。

(工事完了の届出)

第15条 第13条の規定による届出をした事業者は、当該届出に係る再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。

2 町長は、前項の規定による完了の報告があったときは、速やかに、届出の内容に適合しているかどうかについて確認し、規則で定めるところにより、その結果を事業者に通知しなければならない。

(標識の掲示)

第16条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了した日から撤去するまでの間、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。

2 前項で定める標識の内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の標識を掲示しなければならない。

(維持管理に関する報告等)

第17条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、災害時又は自然環境等の保全に支障が生じないよう、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の稼働状況、保守点検その他維持管理の実施状況について、規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

(再生可能エネルギー発電事業の承継)

第18条 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して14日以内に町長にその旨を届け出なければならない。

(廃止の届出)

第19条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項で届け出た再生可能エネルギー発電設備を廃止するときは、当該設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 事業者は、前項に定める措置が完了したときは、完了した日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第20条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第21条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、町の職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う町の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第22条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第13条第1項又は第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

(2) 事業者が第13条第1項又は第3項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。

(3) 事業者が第15条の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。

- (4) 事業者が第17条の規定による維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (5) 事業者が第19条第1項又は第3項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- (6) 事業者が第20条の規定による報告又は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第23条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体に当たっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 私は、質疑というよりも、よくここまでまとめてこの条例をつくっていただいたと感謝申し上げたいと思います。白老町環境町民会議をはじめヨコスト湿原友の会の方々とか、白老町におきましては白老町の自然環境を守る方々、いろいろな団体の方々が今まで白老の自然を守るために一生懸命努力されてこられました。白老町は、この条例ができたことによりまして、よりよい環境を守っていただけたと思います。

また、先般余市町の町長が風力発電に対しても町民の意向に沿わないということで反対の表明をされております。昨年も赤井川村の村長が本当に環境と村民の暮らしを両立していくためにはこういうことも大事だとお話をされておりました。白老町としても、この条例ができた以上は駄目なものは駄目だというようなきちんとした姿勢が取れると思いますので、これからも白老のまちづくりのために、環境のために努力していただきたいと思いますけれども、何かお言葉がありましたら一言お願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 北海道内でもいろんなところで問題が起きています。釧路市の湿原でもそうですし、先ほどお話のありました余市町でもそうです。この条例の名前にもあるとおり、自然との調和ということで名前にさせていただきましたが、白老町は太陽光がメインですけれども、様々な大きさの太陽光発電が設置されております。町にとって悪いことばかりではなくていい部分もあるのですが、この条例ができましたので、そういった部分につきましては条例の基本にあるとおり、自然との調和が図れるような取組をしていただけるように適切に運用していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 端的に伺います。

条文を全部読んだのですけれども、19条から23条まであります。分かります。それと、資料の手の流れの4ページにあります。撤去、処分完了のところから勧告に従わなければ公表とありますけれども、ここまでは理解するのですけれども、事業者が倒産したとか、専門的に何とか分かりませんが、そのまま放棄して、事業者もそのままずっとあった。これに対する処分というのか、事業者もなくなったときに誰がやるのか、町がここまで条例を制定していて。私が言ったことが国等の法令等の中でそういうことが定められているのか、その辺について確認しておきたいと思います。これは条例としてはいいのだけれども、そのほかに今言った部分で町がどれだけの権限というのか、あってできるのか、あるいは他の権力、司法のほうに委ねるのか、あるいは黙って待っているのか。このほうが一番大事だと思いますし、多分全員協議会でもそういう懸念の声がありましたよね。これらについては今検討しているのなら検討しているでいいのだけれども、その後どのような展開なり、新たに条例等々になるのか、あるいは他の国等の法令等で救えるのか、その辺は検討されていると思いますけれども、今の時点でどういう整理をされていますか。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） 完全にはその部分の整理はできていないのですが、FIT制度ができて、FITでの買取りが前提とはなるのですが、令和4年からはFITで売電した金額の中から廃棄費用を積み立てましょうということで、実は売った金額の中から廃棄にかかる費用というのは勝手に引かれているというのか、国のほうできちんと取ってある状態なのです。その分というのは廃棄をする時点にならないと業者のほうには行かないことになっていますので、まだ調べ切れてはいないのですが、もしそういった、あまり想定したくはないのですが、業者がいなくなった、倒産したというような状態になっても、その廃棄費用については残っていますので、そういった金額をもって整理できるとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 分かりました。私ばかりではなくて、ほかの議員も過去の例からすれば一番心配しています。もし国がそういう通達とか文書をきちんと出しているのであれば、その辺の写しを各議員に配付してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上裕志君） その辺についても確認でき次第、皆さんにお知らせしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時59分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第7号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第7号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7-1、議案第7号であります。白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月14日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則です。附則、この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議案説明であります。白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について。

職員の特殊勤務手当のうち防疫作業手当については、国の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例措置を講じていたものであるが、令和5年5月8日より新型コロナウイルスが5類となったことに伴い、国は人事院規則を改正し防疫作業手当の特例を廃止したことから、本町においても人事院規則に準じた改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(防疫等作業手当支給の特例)</p> <p>3 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって町長が別に定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</p> <p>4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p>

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） それでは、議8-1をお開きください。議案第8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月14日提出。白老町長。

続いて、議8—6をお開きください。附則です。

(施行期日)

第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

続く第1号から第3号までの施行期日、第2条から第4条までの経過措置につきましては朗読を省略させていただきます。

次に、議8—8をお開きください。議案説明です。地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間消防予防課長。

○消防予防課長（本間 等君） 議9—1をお開きください。議案第9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年6月14日提出。白老町長。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例。

以下、条文にあっては朗読を省略させていただきます。

議9-2をお開きください。附則、施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

次の経過措置につきましては、説明を省略させていただきます。

議9-4をお開きください。議案説明でございます。令和5年2月21日付消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、急速充電設備について全出力の上限を撤廃するほか、喫煙所と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととし、火災予防上必要な措置の見直しを行うことから、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町火災予防条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、<u>分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては、この限りでな</u></p>

<p><u>部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u></p> <p>(12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(14)及び(15) 略</p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u></p>	<p>い。</p> <p><u>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p><u>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</u></p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(14)及び(15) 略</p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</u></p>
--	---

<p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>2 略</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 第1項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第3号の掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなけれ</p>	<p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p><u>(17) 急速充電設備のうち分離型のものによって、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u></p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>削る。</u></p> <p>3 第1項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第3号の掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなけれ</p>
--	--

ばならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表7に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6及び7 略

別表第7（第23条関係）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示	—	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示	—	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白

ばならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6及び7 略

別表第7 削除

喫煙所である旨 の表示	—	記号は黒、地は白	
----------------	---	----------	--

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第12、議案第10号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日配付の議案第10号であります。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町末広町4丁目8番24号、氏名、山口美津男、生年月日、昭和23年9月10日生まれ、74歳であります。

続いて、議10—2、履歴調書は記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成11年7月から現在まで、白老町固定資産評価審査委員会委員をお務めいただいております。

続きまして、議10—3、議案説明であります。白老町固定資産評価審査委員会委員として山

口美津男氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものがあります。

よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決します。

議案第10号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

-
- ◎議案第11号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第12号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第13号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第14号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第15号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第16号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第17号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第13、議案第11号から議案第20号までの白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 本日配付の議案でございます。説明の前に、このたびの同意の提案ではありますが、現農業委員10名は今年7月19日をもって任期満了となります。委員の任命については、農業委員会等に関する法律及び本町の農業委員会の委員の定数を定める条例に基づき10人の委員を議会の同意を得て町長が任命することになっております。つきましては、議案第11号から議案第20号までの審議につきまして同意をお願いするものであり、順次説明をさせていただきます。

議案第11号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字白老748番地3、氏名、勝沼正則、生年月日、昭和37年2月8日生まれ、61歳です。

続いて、議11—2、履歴調書ですが、記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成11年7月より現在までの間、白老町農業委員会委員としてお務めをいただいております、平成29年7月からは会長の職に就いていただいております。

議11—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として勝沼正則氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

つきまして、議案第12号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字竹浦345番地1、氏名、山下廣司、生年月日、昭和28年1月22日生まれ、70歳です。

議12—2、履歴調書ですが、記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成14年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてお務めをいただいております。

議12—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として山下廣司氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

つきまして、議案第13号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字北吉原527番地、氏名、大浦俊秋、生年月日、昭和32年10月27日生まれ、

65歳です。

議13—2です。履歴調書ですが、これも記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成23年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてお務めをいただいております。

議13—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として大浦俊秋氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第14号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字石山179番地9、氏名、阿部高幸、生年月日、昭和44年11月5日生まれ、53歳です。

議14—2、履歴調書ですが、これも記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成23年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてお務めをいただいております。

議14—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として阿部高幸氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第15号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町本町1丁目2番16号、氏名、植田壽恵弘、生年月日、昭和19年9月28日生まれ、78歳です。

議15—2、履歴調書ですが、これも記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成29年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてお務めをいただいております。

議15—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として植田壽恵弘氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第16号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字北吉原401番地95、氏名、上村篤正、生年月日、昭和44年2月11日生まれ、54歳です。

議16—2、履歴調書ですが、これも記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成29年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてお務めをいただいております。

議16—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として上村篤正氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第17号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字虎杖浜439番地2、氏名、桔梗原光男、生年月日、昭和56年11月27日生まれ、41歳です。

議17—2、履歴調書ですが、これも記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成29年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてお務めをいただいております。

議17—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として桔梗原光男氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第18号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町東町1丁目3番18号、氏名、山田和子、生年月日、昭和33年10月30日生まれ、64歳です。

議18—2、履歴調書ですが、これも記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成27年11月から平成29年7月までの間と令和2年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてお務めをいただいております。

議18—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として山田和子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第19号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町緑丘1丁目2番36号、氏名、齋藤拓大、生年月日、昭和53年1月15日生まれ、45歳です。

議19—2、履歴調書ですが、これも記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、公職歴中、令和2年7月から現在まで白老町農業委員会委員としてお務めをいただいております。

議19—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として齋藤拓大氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第20号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字白老769番地151、氏名、吉田隆三、生年月日、昭和53年3月3日生まれ、45歳です。

議20—2、履歴調書ですが、これも記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、公職歴中、令和2年7月から現在まで白老町農業委員会委員としてお務めをいただいております。

議20—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として吉田隆三氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上10件でありますけれども、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案ごとに順次質疑、討論、採決を行うわけですが、この際お諮りいたします。議案ごとに質疑を行い、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

議案第11号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第12号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第13号、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第14号につき質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第15号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第16号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第17号につき質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第18号につき質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
議案第19号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。
採決いたします。

議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
議案第20号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。
採決いたします。

議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。
古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） これも本日配付の議案でございます。諮問第1号です。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町末広町3丁目5番1号、氏名、塚原光博、生年月日、昭和29年11月19日生まれ、68歳です。

諮1―2、履歴調書ですが、記載のとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成23年10月から現在まで人権擁護委員としてお務めをいただいております。改めて推薦をさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

お諮りいたします。諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第15、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 続きまして、諮問第2号です。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月23日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字虎杖浜420番地247、氏名、横山秀人、生年月日、昭和34年7月21日生まれ、63歳です。

諮2-2、履歴調書ですが、これも記載のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、公職歴中、令和2年10月から現在まで人権擁護委員としてお務めをいただいております。改めて推薦をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） お諮りいたします。

諮問第2号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎報告第1号 令和4年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（松田謙吾君） 日程第16、報告第1号 令和4年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者から説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 報1-1をお開きください。報告第1号であります。令和4年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和4年度白老町一般会計補正予算（第12号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月14日提出。白老町長。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 令和4年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（松田謙吾君） 日程第17、報告第2号、令和4年度一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題に供します。

提出者から説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 続きまして、報告第2号になります。令和4年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書について。

令和4年度白老町一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和5年6月14日提出。白老町長。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 令和4年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（松田謙吾君） 日程第18、報告第3号 令和4年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題に供します。

提出者から説明を求めます。

舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 報3-1になります。報告第3号 令和4年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について。

令和4年度白老町下水道事業会計予算の建設改良費の一部は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月14日提出。白老町長。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

○議長（松田謙吾君） 日程第19、報告第4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報4-1をお開きください。報告第4号でございます。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和5年6月14日提出。白老町長。

記としまして、(1)、一般財団法人白老町体育協会令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画。

(2)、一般社団法人しらおい振興センター令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第4号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

○議長（松田謙吾君） 日程第20、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） こちらについては、本日配付の議案書でございます。報5—1をお開きください。報告第5号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月23日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年6月15日専決。白老町長。

1、損害賠償の額、3万4,850円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページ、説明でございます。事故の発生状況でございますけれども、1、日時、令和5年5月28日日曜、午前8時頃。

2、場所、白老町字石山39—959地先、町道石山団地15番通り。

3、当事者は、甲、乙、記載のとおりでございます。

4、状況ですが、令和5年5月28日午前8時頃、乙が実家玄関前車道に停車していた自動車に乗車しようと排水トラフの蓋を踏んだ際に蓋が外れ、左足が水路内に転落し、左足首の捻挫を負ったものでございます。

5、被害の程度、乙が左足首捻挫でございます。

6、損害賠償額、本件は、甲が管理する町道石山団地15番通り事故発生箇所において、地形の変化や隙間への土砂の流入、堆積により、排水トラフの蓋の位置がずれていたことが原因で発生した事故であるため、甲は乙が指定する方法により、治療費等3万4,850円全額を支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものでございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第5号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第6号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第21、報告第6号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第6号は、これをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第22、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、北海道町村議会議長会主催の議員研修会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣したいと思います。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第4号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第23、意見書案第4号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第4号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）

文部科学省「学校基本調査」によると、特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%増加、児童生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対応するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子供たちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子供の増加や、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて、以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることを求める。

記

1. 特別支援教育支援員の適切な配置

障がいのある児童生徒に対し、食事や排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助を行うことや発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

2. 特別支援教育コーディネーターの適切な配置

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子供たちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

3. 看護師等の専門家の適切な配置

医療的ケアが必要な子供や障がいのある子供への支援を的確に実施するために、看護師や言語聴覚士（S T）、作業療法士（O T）、理学療法士（P T）等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

4. 特別支援学校のセンター的機能の強化

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく、学校長等に対する指導や研修等を実施し、校内全体での取組を促進するための特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

5. 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置

G I G Aスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用

するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

6. 特別支援学校教諭免許状の取得支援

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援。

併せて、特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第4号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第5号 再審法改正を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第24、意見書案第5号 再審法改正を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員、登壇願います。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第5号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

再審法改正を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

再審法改正を求める意見書（案）

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであると、日本弁護士連合会が指摘しているように、個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

再審は、誤判により有罪判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とした制度ですが、現行の法律では捜査で集められた証拠を開示する規定が明文化されておらず、真実を明らかに

することが難しい状況です。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、検察官の不服申立てによって審理が長期化することもあります。

よって、国会及び政府におかれましては、再審法の改正を速やかに行うよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第5号 再審法改正を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することにいたします。

◎意見書案第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・
林業・木材産業施策の充実・強化を求める
意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第25、意見書案第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第6号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出をいたします。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を
求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物

の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、さまざまな取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国会及び政府においては、次の措置を講ずるよう強く要請する。

記

1. 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第26、委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

広報広聴常任委員会西田祐子委員長、登壇願います。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務などの調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会報告会の実施に関する事項。(2)、小委員会、①、議会報告会の企画及び運営に関する事項、②、議会広報の編集・発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。

6、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、議会報告会の実施及び企画・運営に関する事項、議会広報の編集・発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

①、議会報告会の実施。

動画配信による議会報告会の実施を決定した。

(2)、小委員会。

①、議会報告会の企画及び運営。

議会報告会の実施に向け、企画・調整を行った。

②、議会広報の編集・発行。

議会だより第183号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま広報広聴常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎政策研究会の中間報告について（人口減少に対応する政策研究会）

○議長（松田謙吾君） 日程第27、政策研究会の中間報告について、調査結果の報告を求めます。

人口減少に対応する政策研究会大淵紀夫座長、登壇願います。

〔人口減少に対応する政策研究会座長 大淵紀夫君登壇〕

○人口減少に対応する政策研究会座長（大淵紀夫君） 政策研究会の中間報告について。

本政策研究会は、白老町における人口減少に対応する政策研究について中間報告をまとめた

ので、その結果を次のとおり報告する。

記、1、設置目的、2、出席委員、3、職務のために出席した者の職・氏名、4、調査日程は、記載のとおりであります。

5、中間報告・経過。

政策研究会では、若者の定住促進及び人口減少に対応する政策研究をテーマとして、人口減少に歯止めをかけ、生産年齢人口の増加及び子育て世代を呼び込むための政策研究に取り組み、令和3年9月会議及び12月会議において中間報告を行い、さらに町に対し地域おこし協力隊を念頭に置いた政策提言を行ったところである。

令和4年以降の検討内容としては、引き続き地域おこし協力隊の活動検証及び子育て世代を呼び込むための政策研究を中心に、特に若者の定住促進の視点などから町内での芸術文化活動の動向にも着目し、関係団体との懇談や現地調査を行い、次のとおりまとめたので報告する。

6、現状と課題。

(1)、地域おこし協力隊について。

政策研究会では、地域おこし協力隊の活動における地域課題とのマッチングやまちの政策との連動、さらには協力隊の活動環境や支援体制の充実などを図るべきとの視点において、協力隊員を新規4名、3年間で常時在籍12名に増員すべきと令和3年12月にまちに提言を行ったところである。

また、総務省では全国の協力隊員を令和2年で8,000名とする目標を掲げ、令和3年までで約6,000名、以後、令和8年までに1万名の協力隊員の採用を見込んでいる。

これらを踏まえ、提言を行った後の取組として、活動中の協力隊員との懇談を重ね、協力隊員の活動実態の把握や活動における課題などを検証した。現在の協力隊員は、観光振興3名、食と観光振興1名、芸術文化振興1名、森林ガイド担当1名、アイヌ文化振興1名の合計7名となっており、協力隊員の活動では空き家を活用したブックカフェの展開や白老の海岸をテーマとした自然景観を生かす視点等からの事業企画、さらにはアイヌ文化振興における伝承活動等についてSNSを活用した情報発信など、多様な視点から本町の特性を生かした地域の活性化が図られることが期待されている。

しかしながら、協力隊員の活動においては、改めて行政との地域課題の共有や町政との連動が不可欠であること、また、協力隊員からは特に活動資金の確保や3年後の自立に向けた金銭的な不安など町への支援を求める声もあった。

(2)、芸術文化について。

白老町では、昭和63年に「歴史と文化のまち」宣言をし、これまで特色ある独自の生活文化と地域文化の創造を目指してきた。政策研究会では特にアイヌ文化の伝承や仙台藩元陣屋の歴史を前提に「屋根のない博物館構想」や名誉町民である「高橋房次氏」についての歴史的な価値の検証と「飛生芸術祭」を皮切りとした「ウイマム文化芸術プロジェクト」、「白老文化芸術共創」など若者が現代を創造する芸術文化を調査し、町内の関係団体と懇談を交え若者の定住促進におけるまちの政策について研究会全体で協議した。

昨今の町内の芸術文化の取組においては、事業の形成過程より世代を超えた地域での交流が

盛んに行われ、町外からの来訪者なども含め関係人口の創出には大きな効果があり、アーティストが繰り出す多様な趣向から新たな現代アートが展開され、創作活動における活動拠点としての定住促進にも効果が期待できるものである。

今後においては、アーティストの創作活動の拠点となる場の確保について関係者から望む声が多く、特に空き家や公共施設の未利用物件なども長期的な捉えで可能性を追求する必要がある、アーティストレジデンス事業としての効果の反映、さらにはウポポイや仙台藩元陣屋も含めた観光文化におけるまちの政策への位置づけを時代に即して具体的に示すことが課題である。

(3)、子育て支援について。

白老町の子育てに関わる政策については、NPO法人お助けネットを中心とした地域住民との連携や保健師などの担当職員が住民に寄り添いきめ細かな対応を行っていることから、地域で安心して子育てに励むことができる環境は充実している。

しかしながら、出生数の低下が著しい昨今では、地域における雇用機会の確保や生活水準の向上など人口増を図るための施策を進め、子育て世代の増加を見込まなければ、本町の子育て政策は報われなく、政策研究会では、これらを背景に若者の定住促進における課題を研究会全体で協議を行った。

また、町内の子育て関係団体との懇談を通じて、本町の子育て環境における情報発信についてのさらなる充実が必要であることや地域の遊び場の充実、特に公園整備の要望などが具体的な話題として多かった課題である。

政策研究会の意見。

1、地域おこし協力隊について。

(1)、活動環境・支援体制の充実として。

- ①、町の政策課題を踏まえ、担当課と協力隊とのビジョンの共有が必要であること。
- ②、3年後の定着に向けた予算措置と幅広い支援が必要であること。
- ③、活動旅費等の柔軟な運用など、制度の見直しや支援体制の充実を図ること。

(2)、地域課題とのマッチングとして。

- ①、事業承継等の地域活性化を図るために町内の各事業者（農業、漁業、飲食店、温泉業、木彫り伝承等）に対し、現状把握やニーズ調査等が必要であること。
- ②、調査における専門の協力隊員の募集を図り任期満了後には集落支援員等の地域コミュニティを担う人材確保も考えられること。
- ③、コミュニティナースの取組や空き家の活用、地域の祭事や町内会活動の継承、観光DMOやスポーツ振興における指導員の確保、有害駆除対策等においても、担当課レベルで人材確保に努めるべきである。

(3)、政策実現のための協力隊の在り方として。

①、人口減少対策における政策立案に当たり、人材確保や担い手対策といった手法において、まちの姿勢として協力隊の活用方策をさらに徹底すべきである。

2、芸術文化について。

①、日常レベルの芸術文化活動の充実を図り、「芸術文化と観光」との連携から多角的な視点で本町の豊富な地域資源を活用し、関係人口の創出を図るべきである。

②、地域活動の支援として、関係団体からも要望があったウポポイと連携した演奏会等の活動の支援など、町内の文化度の向上に努めるべきである。

③、具体的な取組として、今こそ学ぶべき高橋房次氏の精神性を描いた伝記の映画化を検討すべきである。

④、このたびの北海道遺産に登録された仙台藩白老元陣屋において、同資料館の高校生を含めた地域の方々でのボランティアガイドを充実させ、魅力的な仙台藩白老元陣屋をより発信する必要がある。

⑤、まちとして（仮称）文化観光課の設置や「芸術文化と観光」の連携から観光DMOの有効活用（町民ガイド等）をすべきである。

3、子育て支援について。

①、本町の特徴ある子育て支援における施策等をきめ細かに情報発信に努め、親と子での相対的な視点で長期的に実践すべきである。

②、子育て世代が安心して暮らせるまちの実現のため、学ぶ場や遊ぶ場の環境整備に努めるべきである。

③、親が働く環境があればこそまちの子育て支援が役に立つことであり、出生数の向上に向けて様々な視点で取組を考えるべきである。

以上の3項目について、まちの財源確保として、国のデジタル田園都市交付金、地方創生推進交付金などの有効活用を図り積極的に取り組むべきである。

人口減少対策については、若者のにぎわい、コミュニティの創出は、地域の活性化の核になることから、まちの姿勢として将来にわたり町民が共感できるよう、様々な措置を講じるべきである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま政策研究会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第28、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申出がありました。議会運営委員会、広報広聴常任委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

次に、総務文教常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告い

たします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、白老町職員の人材育成について、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付しました通知書のとおり、調査期間の延期について申出がありました。総務文教常任委員会においては、引き続き調査等よろしく願いいたします。

次に、産業厚生常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。産業厚生常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、物価高騰が町内産業に与える影響について、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付いたしました通知書のとおり、調査期間の延期について申出がありました。産業厚生常任委員会においては、引き続き調査等よろしく願いいたします。

次に、皆様には要望書等3件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分に理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願い申し上げます。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第29、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日24日から9月30日までの99日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

明日24日から9月30日までの99日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 長谷川 かおり